平成２２年（フ）第７９号
北海道室蘭市本町１丁目４番７－２Ａ号
債務者　木村　節子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
北海道室蘭市宮の森町２丁目５番３号
債務者　土田　陽子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
北海道網走市新町１丁目10番16号
債務者　斉藤　長生
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
北海道網走市台町３丁目５番３号
債務者　増田　義明
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第２８６号
盛岡市青山４丁目45番８号
債務者　木村　弘子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３７１号
盛岡市玉山区下田字柴沢151番地、旧住所盛岡市玉山区下田字仲平178番地
債務者　岩崎やよい
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３７８号
盛岡市緑が丘３丁目28番23号　クローロンオクトスＶ－102号
債務者　白澤まゆみ
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３８９号
盛岡市茶畑２丁目16番27号　コーポ照井Ｃ－203号
債務者　髙屋敷トミ子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３９７号
盛岡市月が丘１丁目11番72号
債務者　和歌山　亮
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３９８号
岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前４丁目１番地102
債務者　高橋美紀子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４００号
盛岡市東安庭１丁目６番12号　コーポいずみ203号
債務者　吉田ひとみ
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２１号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根舞田45番地１
債務者　高橋　謙心
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第５９号
山形県酒田市緑ケ丘２丁目３番地の21、前住所山形県酒田市宮野浦３丁目19番18－２号
債務者　白畑　一也
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第６０号
山形県酒田市山居町２丁目10番25号
債務者　高橋　喜芳
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第６０号
山形県酒田市亀ケ崎２丁目26番30号ハイネス若菜102号、前住所山形県酒田市浜田２丁目11番22号
債務者　田中　フミ（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１６７号
群馬県高崎市貝沢町1444番地１　ナウハイツ102号室
債務者　大矢　　克
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１７１号
群馬県高崎市浜尻町744番地１　ルーシャス21　305号
債務者　山縣　龍也
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部